⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人らは、平成21年11月５日ころから同22年３月23日ころまでの間、前後532回にわたり、87名に、前記３の犯罪行為に関する利息及び元金の支払いとして、被告人らが管理する他人名義の預金口座に現金合計1,063万8,905円を振込入金させ、犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒810―8651　福岡県福岡市中央区舞鶴２丁目５番30号

福岡地方検察庁　犯罪被害者総合対策室　電話番号　092―734―9092

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（福岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（福岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

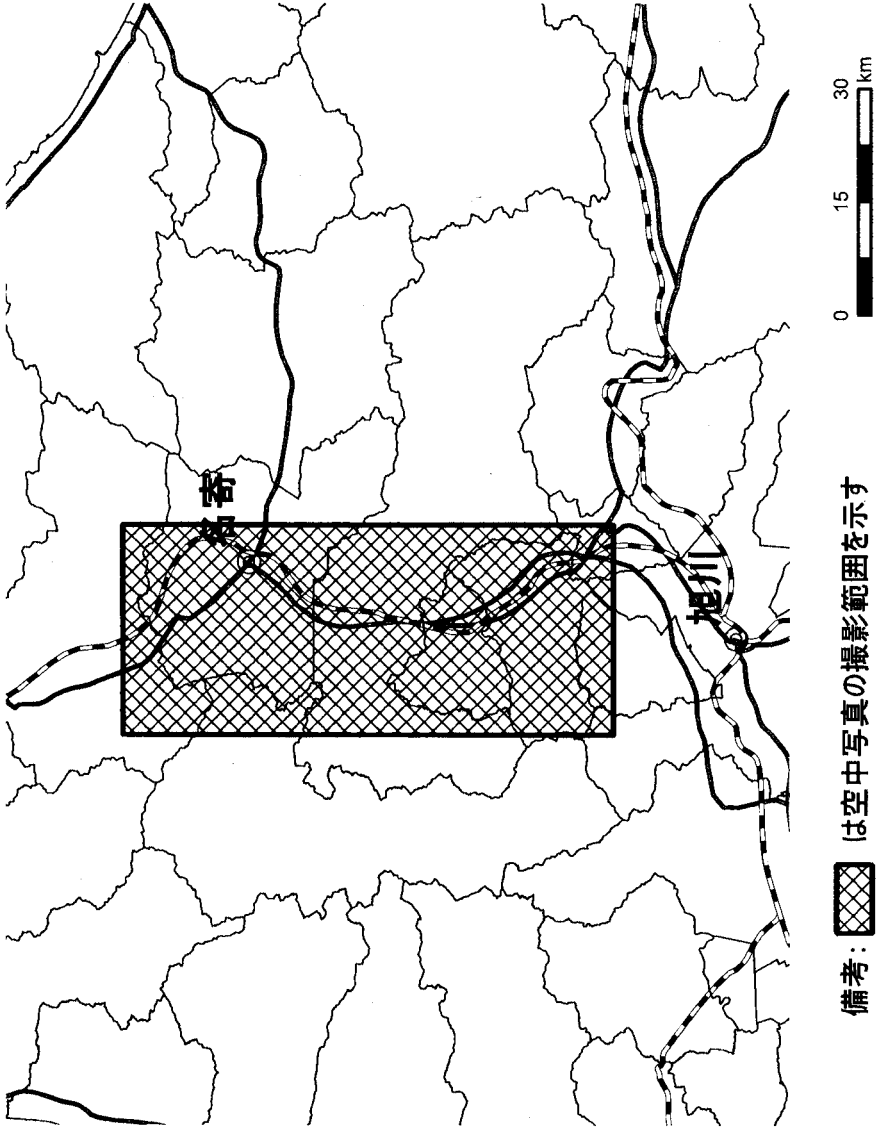
平成24年３月16日　　国土交通大臣　前田　武志

種　類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区(地方)	撮　影	摘　要
数値空中写真	40㎝相当	平成23年	ＣＨＯ―2010―１Ｘ	名寄地区	アナログ	1,296㎢
〃	〃	平成22年	ＣＨＯ―2010―２Ｘ	美瑛地区	〃	530㎢
〃	〃	平成23年	ＣＫＴ―2011―１Ｘ	上総湊地区	デジタル	782㎢

種　類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区(地方)	面　積
数値空中写真（正射画像）	40㎝相当	平成23年	ＣＨＯ―2010―１Ｘ	名寄地区	1,296㎢
〃	〃	平成22年	ＣＨＯ―2010―２Ｘ	美瑛地区	530㎢
〃	〃	平成23年	ＣＫＴ―2011―１Ｘ	上総湊地区	782㎢

備考　空中写真の刊行日　平成24年３月19日

名寄地区



備考：▨は空中写真の撮影範囲を示す